

藤井寺市柏原市学校給食組合職員被服貸与規程

昭和 51 年 6 月 1 日  
規 程 第 1 号

改正

昭和 52 年 6 月 1 日 規程第 1 号

(総則)

第 1 条 藤井寺市柏原市学校給食組合職員に対する被服の貸与、着用及び保管等についてはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 被服の貸与は、業務能率の向上とあわせて服装の端正に資することを目的とする。

(被服の貸与)

第 3 条 貸与する被服は、それぞれの職員の従事する職種により別表に定めるところによる。

(貸与期間の計算)

第 4 条 被服の貸与期間は、貸与した日に属する月から起算する。ただし、再用品を貸与する場合は、前着用者の貸与期間を通算する。

(着用の義務)

第 5 条 被服等の貸与を受けた者は、勤務時間中当該貸与を受けた被服等を特別の事由のない限り着用しなければならない。

2 被服左胸部に姓を表示しなければならない。

(保管の心得)

第 6 条 被服等の貸与を受けた者は、当該被服等を常に清潔にし、汚損及び紛失しないように留意しなければならない。

(着用の禁止)

第 7 条 被服等の貸与を受けた者は、当該被服等を勤務時間外に着用してはならない。

(亡失等の届出)

第 8 条 着用者が被服を亡失し、又は破損により使用に耐えなくなったときは直ちにその理由を付して所属長を経て届出なければならない。

(賠償)

第 9 条 前条の場合において、亡失又は破損が着用者の故意又は怠慢によるものである場合又は次条の規定に違反して返納しない場合は、着用者は、その費用を賠償しなければならない。ただし、管理者は事情によりこれを減額、又は免除することができる。

(返還)

第10条 被服等の貸与を受けた者で耐用年数に至らずして解職、退職若しくは死亡したときは、速やかに返還しなければならない。

(無償給付)

第11条 貸与した被服が、その貸与期間を経過したとき、又は着用者が死亡したときは、これをその者に無償給付する。

(被服等貸与台帳)

第12条 職員に被服等の明細を記入した被服等貸与台帳(別紙様式)を整備し常に貸与状況を明らかにしておかねばならない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に受けている被服については、この規定により貸与を受けたものとみなし、貸与期間の計算については、実際に貸与を受けた月から起算する。

附 則(昭和52年6月1日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表様式 (第12条関係)

被服等貸与台帳

職名			氏名 改姓	
就職年月日	・ ・		資格喪失年月日	・ ・
休職等確定年月日	・ ・			・ ・
同上	・ ・		同上	・ ・
同上	・ ・		同上	・ ・
貸与年月日	貸与品名	受領印	貸与満了年月日	返還年月日
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				

別表 (第3条関係)

貸与を受ける職種	貸与品名	数量	期間	支給日	備考
事務職員	事務服(夏)	1	1年	6月1日	
〃	事務服(冬)	1	3年	10月1日	
総務係職員	長白衣	1	1年	6月1日	
〃	調理帽	1	1年	6月1日	
〃	長靴(白)	1	1年	6月1日	
〃	作業服(上・下)	夏1・冬1	1年	6月1日、10月1日	外部作業用
〃	作業帽	夏1・冬1	1年	6月1日	
〃	長靴(黒)	夏1・冬1	1年	6月1日	
栄養士	事務服(夏)	1	1年	6月1日	
〃	事務服(冬)	1	3年	10月1日	
〃	白衣	2	1年	6月1日、10月1日	
〃	三角巾	4	1年	6月1日、10月1日	
〃	長靴(白)	1	1年	6月1日	
従事員	作業衣上下	4	1年	6月1日、10月1日	
〃	調理帽	4	1年	6月1日、10月1日	
〃	長靴(白)	2	1年	6月1日、10月1日	
〃	長靴(黒)	1	1年	6月1日	配送者用
〃	ゴム前掛	2	1年	6月1日、10月1日	
〃	ゴム手袋	1	1年	毎月5日	
着用期間	夏 6月1日から 9月30日まで				
	冬 10月1日から 5月31日まで				

附記

「事務職員」欄の適用を受ける職員中、調理場への入場を要する職務に従事し、それぞれの貸与品目が定められている以外に必要とする場合及び被服等の汚損が特に著しいと認められるものには、その必要に応じて白衣・長靴(白)・調理帽のうち一部又は全部を直接又は事務局長に貸与する。ただし、貸与期間は損耗の程度により別に定めるものとする。